

資料 8

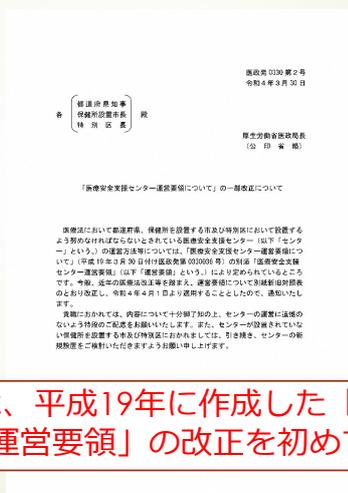
議題等

5 船橋市医療安全支援センター設置要綱の一部改正について（報告）

設置要綱の一部改正について、報告します。

5 船橋市医療安全支援センター設置要綱の一部改正について（報告）

令和4年3月30日付 厚生労働省医政局長通知



厚生労働省は、平成19年に作成した「医療安全支援センター運営要領」の改正を初めて実施した

5 船橋市医療安全支援センター設置要綱の一部改正について（報告）

運営要領の改正に伴う市設置要綱の改正点について

（運営要領の主な改正事項）

- ①医療安全推進協議会の役割に相談事例の分析が追加
- ②医療安全推進協議会の開催について以下の事項が追加
 - ・ 定期的に開催する
 - ・ 県内の近隣地域センターが合同で開催することも差し支えない
 - ・ 年4回程度を目途に、地域の実情に応じて少なくとも年に1回は開催する

（市設置要綱の改正事項）

- ①医療安全推進協議会の役割の一部修正
- ②医療安全推進協議会の会議実施頻度を追加

5 船橋市医療安全支援センター設置要綱の一部改正について（報告）

①医療安全推進協議会の役割の一部修正

（協議会の設置等）

第5条 センターの運営方針、医療安全の推進のための方策等を検討するため、センターに船橋市医療安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の**役割**は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの運営方針及び業務内容の検討
- (2) センターの業務の実施に係る関係機関及び団体との連絡調整
- (3) 相談窓口の個別相談事例等のうち、重要な事例、専門的な事例等に係る助言を行うことのできる連携体制の構築
- (4) センターで収集した医療安全の確保に関する相談事例の分析**
- (5) 医療安全の推進のための方策の検討
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの業務に関する重要事項の検討

②医療安全推進協議会の会議実施頻度を追加

（会議）

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 会議は、年4回程度を目途に少なくとも年に1回は開催する。**